

佐野短期大学シラバス2013

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
民法 II Civil Law II		1年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	
2単位	講義		選択	
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
法学・民法 I				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法律に関する科目				
担当者に関する情報				
氏名		研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス
高須則行		非常勤講師室	出講日	授業中に指示します
授業の概要				
私たちは家族と共に生活しています。その家族に対して法はどのように規定しているのでしょうか。さらには、私たちは結婚しますが、そのための条件はどのようなものがあるのでしょうか。さらには、不幸なことです、お父さんが亡くなった場合には、お父さんが持っていた財産（土地や貯金）は残された家族にどのように受け継がれていくのでしょうか、これらを規定する家族法と相続法の規定内容を概説します。				
授業の到達目標				
①親族関係（血族・姻族）を理解することができるようにする。 ②戸籍制度を理解することができるようにする。 ③婚姻の要件を理解することができるようにする。 ④親権と扶養を理解することができるようにする。 ⑤相続制度等を理解することができるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し、自らの考えを述べてもらいたいと思っています。そのような双方向の授業を心掛けていきたいと思っています。				
学習の成果				
①親族関係（血族・姻族）を理解し、説明することができる。 ②戸籍制度を理解し、説明することができる。 ③婚姻の要件を理解し、説明することができる。 ④親権と扶養を理解し、説明することができる。 ⑤相続制度等を理解し、説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	民法Ⅱへのいざない			
第2回目	権利の主体（1）：胎児は父親の遺産を相続することができるのでしょうか？			
第3回目	権利の主体（2）：認知症の老人が自宅のリフォーム契約をした場合、法的にはどのようになるのでしょうか？			
第4回目	婚姻の要件：結婚をする場合に必要とされる要件とは何でしょうか？			
第5回目	戸籍簿の見方とその仕組み（1）：戸籍筆頭者・世帯主・戸籍の附表			
第6回目	戸籍簿の見方とその仕組み（2）：離婚後も婚姻中の氏を名乗りたいのですが、それは可能なのでしょうか？			

第7回目	親権をめぐる諸問題		
第8回目	扶養をめぐる諸問題		
第9回目	相続人・相続分・遺産分割		
第10回目	欠陥・排除・代襲相続		
第11回目	遺言とはどういうものか？		
第12回目	特別受益者の相続分		
第13回目	遺留分減殺請求権とはどのような権利なのか？		
第14回目	相続人の不存在と特別縁故者		
第15回目	まとめと試験		
成績評価の方法と基準			
	評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度			
レポート			
調査報告書			
小テスト	60%		基本的・個別的知識の理解度
中間・学期末試験	40%		発展的・全体的知識の理解度
発表内容（態度含む）			
その他			
教科書と参考図書			
山川一陽著『よく分かる家族法』（日本加除出版株式会社・2006）・『セレクト六法』（岩波書店・2010）			
履修上の心得・ルール			
教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキスト・資料(配布プリント)・六法は必ず持ってくる、板書の内容は整理してノートに取る。			